

團體争議團による對市共同闘争委員会を設置し闘争準備期間中より組織的活動は絶対に必要である故に本大會を通じて對市共同闘争委員会を提唱するものである
以上退職諸手当受領による更改給二割減迄切換を準備期間として組織的活動をなし、以て賃金引上闘争を敢行せねばならぬ。
具體的實行方法は本一任部

() 職首者全員即時復職要求の件

提案 本部

- 自動車部
- 電車部
- 芝浦工場支部
- 軌道支部
- 電気支部
- 電力部

勞働組合は社會の公認せる存在であり全組合員の總意を體して組合幹部が活動する事は國家の公認せる所である。
頭迷なる當局が自らの破却を全従業員に轉嫁して大彈壓を下しそれに抗して奮起した全従業員の總意を取り上げて東交幹部が活動せるを否定して職首する如き自己の非を他に轉嫁

制を強制し來つたのだ。妻子を抱へた者をしてさへかくの如き無死を強要する當局が何處迄賃銀を低下せしむるのか全く底無しである。
人間としての最少限度の生活權確保こそ緊急必須の要求條項であらねばならない。よつてこゝに初任給による最低賃銀を一日二圓五十錢にしると要求し以て最低賃銀制確立を企圖し本案を提出する。

實行方法 本部一任

() 職首者に整理手當全額支給要求の件

提案 電車部

- 大塚、早稻田
- 自動車部
- 電車支部
- 電力部

今回の大争議の犠牲者九十五名に對し何故か整理手當を支給しない。
理由なき職首を敢行し猶整理手當を支給せざるは、あまりに一方的でありその理由が奈邊にあるか諒解に苦しむものである。整理手當を支給する事こそが當局の執る可き公明正大

してカモフラージュし點々として恥じざる背信的行爲である。況や其の復職を迫るは當然の事であり即時未復職者を全員復職せしめる事に依つて當局理事者の暴漫振りを清算せしめる可きである。右に依り未復職者即時復職させざるの要求闘争を果敢に展開せられん事を提案する。

實行方法

今回の大争議の派生的諸要求と併せて即急に取上げ果敢に闘争す可き事を附言して本部一任。

() 最低賃銀制確立に關する件

提案 電車部

- 錦糸堀、神明町、早稲田、三田、異鴨
- 自動車部
- 電気支部
- 電力部

非常時の波に押されて物價は上る一方であるに反して我々は市電赤字を口實に底無しに賃銀を低下されつつある現情にある。
古きは少年車掌採用によつて五等制が制定され、又過ぐる昭和七年の強制調停直後には十二等制による一圓廿五錢が制定され、今回の大彈壓によつては極端にも一律に一圓廿五錢

な處置である以上我々はかかる根據に立つて右の通り要求し本案を提出する次第である。
實行方法 即刻當局に對し再要求す可き點を力説し本部一任。

() 更改給實施期延期の件

提案 芝浦工場支部

- 電車支部
- 電車部

前局長山下又三郎氏は去る九月二日東交各支部正副支部長以上を總々電報で呼び出し又市電全従業員に對し文書を以て親心の發露として「市電更生の爲諸君の給料を低下させるの止むなきに至つたが生活に不足を生じたら給料低下と同時に退職諸手当を支給するからそれで補つて行つて呉れ」と言ふ意味の事を言はれた。だが彼は斷乎賃銀低下を強行したが決して退職諸手当を支給しやうとはしなかつた。我々が第三回目目のストを決意して彼に迫つた時、唯賃給料と同額支給を回答して他は何等誠意を示さず後形式と逃げ出してつたのだ
「退職手当、整理手当、震災手当等を支給する迄舊給與制を活用し更改給の實施を延期せよ」は山下前局長の言明に準據するものであり當局の言明の實行を迫る以外何物でもなく、當然過ぎる程當然の正當なる要求である、依つて之を提出